

第6号議案

文京区指定文化財の指定について

上記の議案を提出する。

令和6年2月1日

提出者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一

教育推進部教育総務課

文京区指定文化財の追加指定について

「護国寺日記 2 冊」及び「麟祥院文書 3,113 点」は、文京区文化財指定基準（昭和 54 年 4 月 2 日文教委告示第 1 号 平成 4 年 4 月 1 日文教委告示第 11 号により改正）を十分に満たす文化財であるため、文京区文化財保護条例（平成 4 年 3 月 31 日条例第 28 号）第 4 条第 3 項の規定に基づき、文京区指定文化財に追加指定する。

1 護国寺日記

(1) 種別

有形文化財（古文書）

(2) 追加指定後の員数

255 冊

(3) 経緯及び概要

護国寺には、護国寺役者が書き継いだ役務日記である「護国寺日記」が伝来する。年代は元禄 10 年（1697）から宝暦 8 年（1758）まで、一部欠本があるものの、253 冊が昭和 51 年 11 月 1 日に文京区指定有形文化財（古文書）に指定されている。

今回、追加指定をする 2 冊は、1 冊が元文 2 年（1737）正月 6 日の後半から同年 2 月 20 日にかけてのもの、もう 1 冊は宝暦 3 年（1753）正月 1 日から 10 日にかけてのものである。いずれもこの期間の護国寺日記は欠本の扱いであったため、新たに確認された 2 冊はこの欠を補う意味で大変貴重なものである。

(4) 指定理由

昭和 51 年 11 月 1 日付指定の護国寺日記 253 冊に、新たに確認された 2 冊の未指定の護国寺日記を加え、員数を 255 冊とし、一体的な保護を図るため。

(5) 告示日

令和 6 年 3 月 1 日

(6) 所有者

宗教法人護国寺（大塚五丁目 40 番 1 号）

(7) 所蔵先

大塚五丁目 40 番 1 号 護国寺

2 麟祥院文書

(1) 種別

有形文化財（古文書）

(2) 追加指定後の員数

4,342点

(3) 経緯及び概要

「麟祥院文書」は、徳川家光の乳母・春日局が開基となって寛永元年（1624）に湯島に創建された臨済宗妙心寺派の寺院である天沢山麟祥院に伝來した古文書群で、令和4年3月1日に1,229点が区指定文化財となっている。

今回、追加指定をする3,113点には、春日局や歴代住職の法要に関するもの、近代における境内地の再編に関するもの、寺院運営に関するもの、戦後の復興に関するものなどが含まれ、既指定分を補完するきわめて貴重な史料群である。

(4) 指定理由

令和4年3月1日付指定の麟祥院文書1,229点に、新たに確認された3,113点の未指定の麟祥院文書を加え、員数を4,342点とし、一体的な保護を図るため。

(5) 告示日

令和6年3月1日

(6) 所有者

宗教法人麟祥院（湯島四丁目1番8号）

(7) 所蔵先

湯島四丁目1番8号 麟祥院

3 文京区文化財保護審議会委員

会長 谷川 章雄（早稲田大学人間科学学術院教授）

副会長 藤井 英二郎（千葉大学名誉教授）

委員 岩淵 令治（学習院女子大学国際文化交流学部教授）

内田 青藏（神奈川大学特任教授）

佐藤 信（東京大学名誉教授）

副島 弘道（大正大学名誉教授）

山崎 祐子（一般財団法人 宮本記念財団理事）

4 文京区文化財保護審議会からの建議書（写）

別紙1 建議文（写）のとおり

本文化財について、文京区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、区指定文化財に追加指定するに相応しいものであるか等を判断するため、その詳細について調査・審議するように令和5年6月16日付で文京区文化財保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問した。

諮問を受けた審議会は、慎重に資料の文化的価値等について調査・審議した結果、文京区文化財指定基準を十分に満たす文化財であると認めた。

これに基づき、令和6年1月17日付、建議書により区指定文化財に追加指定するよう教育委員会あて建議したものである。

5 指定説明書

別紙2、別紙3のとおり

令和6年1月17日

文京区教育委員会 殿

文京区文化財保護審議会

会長 谷川 章雄



文京区指定文化財（有形文化財）の追加指定について（建議）

令和5年6月16日付で文京区教育委員会から調査・審議の諮問を受けた、宗教法人護国寺所有の「護国寺日記 2冊」及び宗教法人麟祥院所有の「麟祥院文書 3,113点」の文京区指定文化財への追加について、慎重に文化財的価値を調査・審議した結果、「文京区文化財指定基準」を十分に満たし、指定するに相応しい貴重な有形文化財であることを認め、員数を下記のとおり変更することとし、文京区教育委員会に建議いたします。

記

1 変更後の員数（案）

- | | |
|-----------|---------|
| (1) 護国寺日記 | 255 冊 |
| (2) 麟祥院文書 | 4,342 点 |

文京区指定有形文化財 追加指定説明書

(1) 名 称 護国寺日記

(2) 種 別 有形文化財（古文書）

(3) 所在地 大塚五丁目 40 番 1 号 護国寺

(4) 所有者 宗教法人護国寺（大塚五丁目 40 番 1 号）

(5) 品 数 既指定冊数 253 冊

追加指定冊数 2 冊

(6) 経 緯

昭和 51 年（1976）11 月 1 日付で 253 冊が文京区指定有形文化財（古文書）に指定されている。

(7) 概 要

護国寺は、徳川幕府 5 代將軍徳川綱吉（1649-1709）の生母である桂昌院（1627-1705）が開基となり、桂昌院が帰依した上野国大聖護国寺の住職亮賢を開山として、天和元年（1681）今の地に創建された。現在は、真言宗豊山派の寺院である。神齡山悉地院と号する。

護国寺には、護国寺役者が書き継いだ役務日記である「護国寺日記」が伝来する。年代は元禄 10 年（1697）から宝暦 8 年（1758）まで、一部欠本があるものの、253 冊が昭和 51 年 11 月 1 日に文京区指定有形文化財（古文書）に指定されている。

新たに追加指定する護国寺日記 2 冊の概要は、以下の通り。

① 護国寺日記 1 冊 元文 2 年（1737）正月 6 日～同年 2 月 20 日

縦帳（仮綴じ）、袋綴装。大きさは、縦 25.0 センチメートル、横 17.3 センチメートル。全 40 紙のうち、護国寺日記に該当する分は 10 紙目から 40 紙目までの 31 紙分である。

本史料の 1 紙目から 9 紙目までは享保 19 年（1734）の「護国寺住職被仰付候節之留記」（写真 1・2）であり、10 紙目から 40 紙目までは日次形式の日記である（写真 3・4）。後者は本文の内容から、これまで欠本とされていた元文 2 年（1737）正月 6 日から同年 2 月 20 日までの「護国寺日記」に相当すると判断される。

なお前者（「護国寺住職被仰付候節之留記」）と後者（「護国寺日記」）はもともと別資料であり、後世に合冊されたものである。10 紙目表には、「享保十九年／護国寺／正月」（／は改行）と書かれているが、本文の書体と大きく異なり後筆と判断され、年代も誤謬している。

② 護国寺日記 1 冊 宝暦 3 年（1753）正月 1 日～10 日

縦帳（仮綴じ）、袋綴装。大きさは、縦 25.5 センチメートル、横 17.5 センチメートル。全 14 紙。表紙は欠失し、1 紙目は綴じがはずれている（写真 5・6）。また、1 紙目裏末尾と 2 紙目表冒頭は文意がつながらない。正月 2 日条の冒頭部を欠いていることから落丁の可能性がある。

本文は正月 1 日から同月 10 日までの日次形式である。年代が記された史料は引用されて

おらず、干支が記されたものもない。本文の内容から、これまで欠本とされていた宝暦3年（1753）正月1日から10日までの「護国寺日記」に相当すると判断される。

（8）追加指定理由

昭和51年11月1日付指定の護国寺日記253冊に、新たに確認された2冊の未指定の護国寺日記を加え、員数を255冊とし、一体的な保護を図るため。

（9）参考文献

- ・比留間尚「江戸開帳年表」（西山松之助編『江戸町人の研究』第2巻、吉川弘文館、1973年）
- ・吉原健一郎「江戸災害年表」（西山松之助編『江戸町人の研究』第5巻、吉川弘文館、1978年）
- ・護国寺史編纂委員会編『護国寺史』（護国寺、1988年）
- ・坂本正仁「解題」（『護国寺日記』第5、八木書店、2019年）

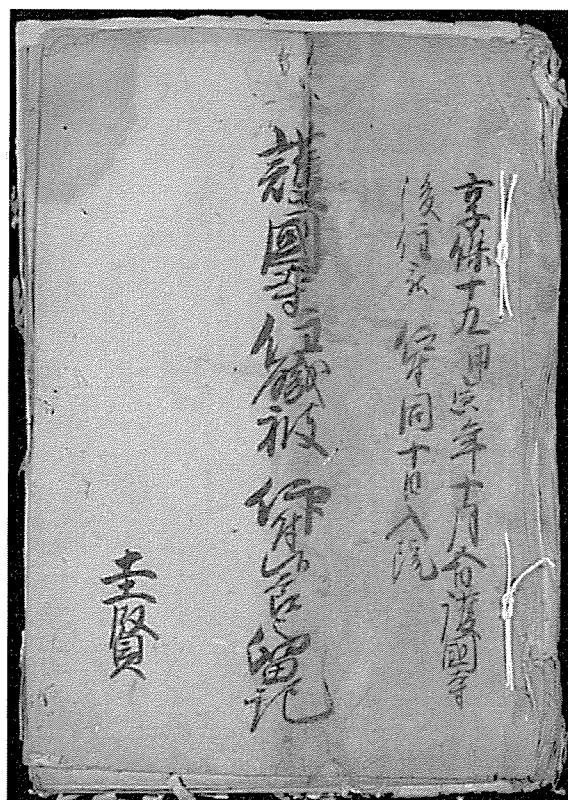


写真1 護国寺住職被仰付候節之留記（享保19年）表紙（1紙目表）

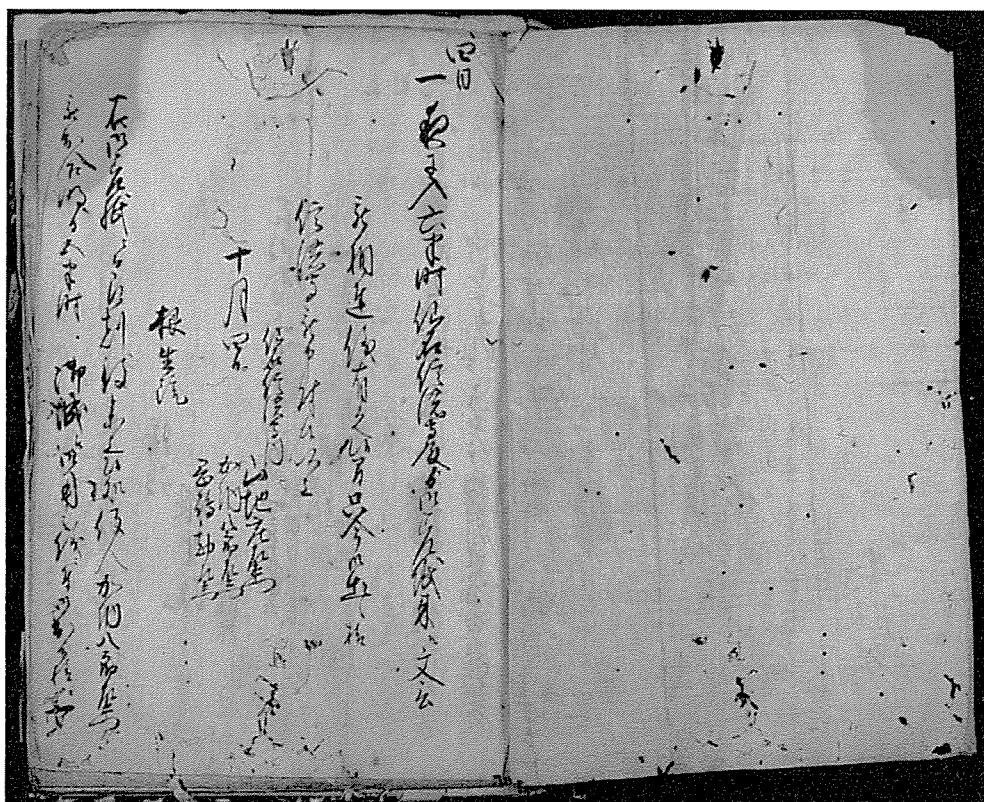


写真2 護国寺住職被仰付候節之留記 本文冒頭（2紙目表）

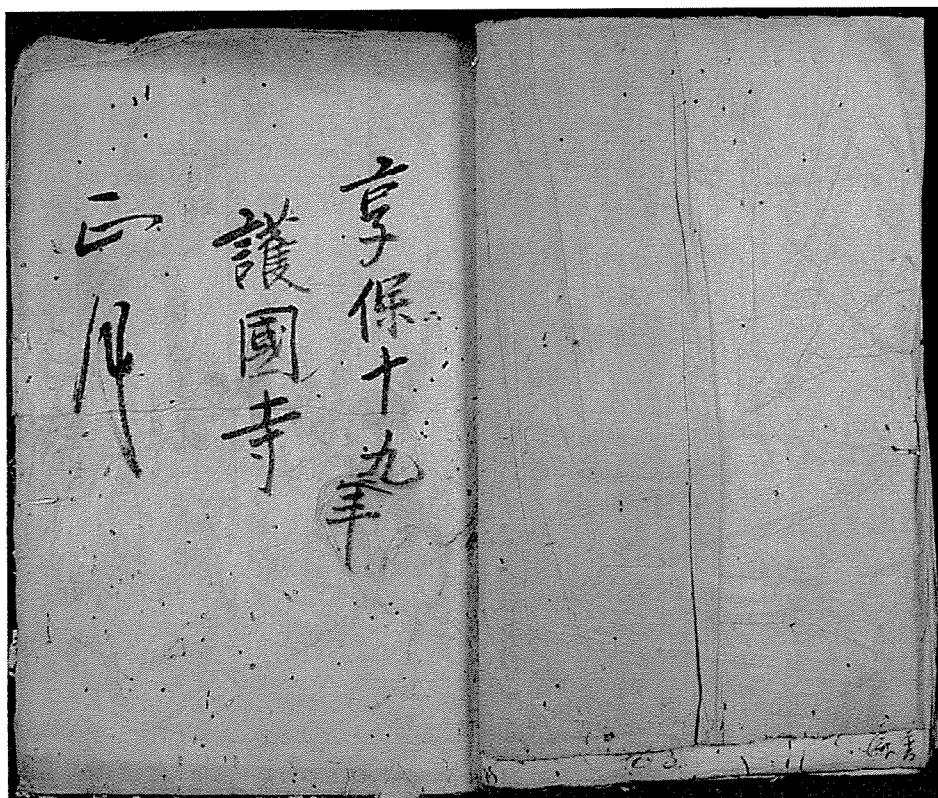


写真3 元文2年護国寺日記 後補表紙（10紙目表）



写真4 元文2年護国寺日記 元文2年2月1日・2日条

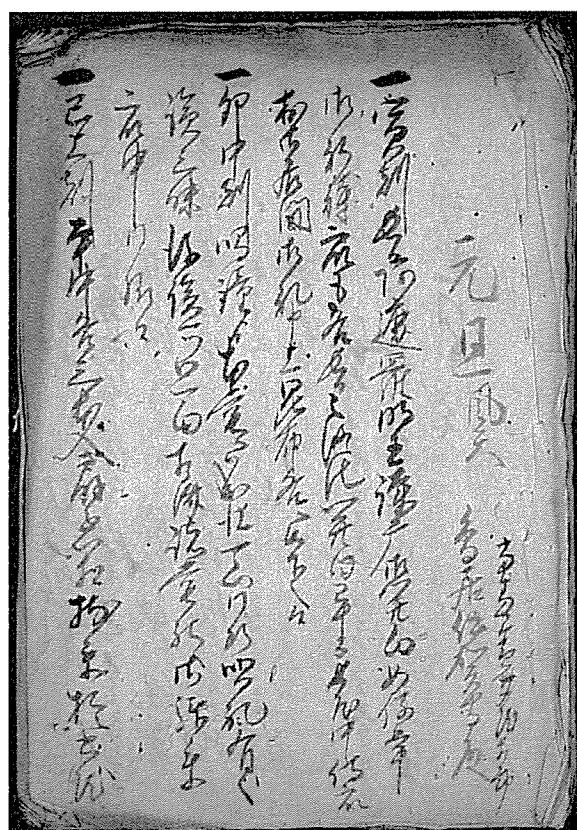


写真5 宝暦3年護国寺日記 冒頭(1紙目表)



写真6 宝暦3年護国寺日記 1紙目裏・2紙目表

文京区指定有形文化財 追加指定説明書

(1) 名 称 麟祥院文書

(2) 種 別 有形文化財（古文書）

(3) 所在地 湯島四丁目1番8号 麟祥院

(4) 所有者 宗教法人麟祥院（湯島四丁目1番8号）

(5) 品 数 既指定点数 1,229 点

追加指定点数 3,113 点

(6) 経 緯

令和4年（2022）3月1日付で1,229点が文京区指定有形文化財（古文書）に指定されている。

(7) 概 要

天沢山麟祥院は、徳川幕府3代將軍徳川家光（1604-51）の乳母として幕政に大きな影響を与えた春日局（1579-1643）が開基となって、寛永元年（1624）今の地に創建された。現在は、臨済宗妙心寺派の寺院である。

新たに追加指定するのは、近世から近代にかけての文書群である。年代が記された史料のうち、もっとも古いものは寛永11年（1634）12月12日付「（徳川家朱印状写）」（別置03-1-1〈写真1〉、別置04-1）、もっとも新しいものは昭和35年（1960）9月から翌年7月までの「常住諸経費記入」（C-090、写真2）である。これらのほとんどは、麟祥院の土蔵で保管され、伝来してきたもので、平成27年から令和5年までに整理・調査されたものである。なお、既指定分1,229点は、昭和51年度までに整理・調査されたものである。

追加指定分について特筆される点は、以下の通りである。

第一に、追加分には徳川家朱印状の写を含むことである。現在麟祥院には徳川家朱印状の原本は確認されず、これらの写は原本に代わるものとして他の古文書とは別置保存され、麟祥院住職の手元に大切に保存されてきた。

第二に、麟祥院の開基である春日局の年回忌等に関わる記録が比較的まとまっていることがあげられる。春日局の年回法要の記録は既指定分にも若干含まれてはいるが、追加分で多くを補完することができる。なかでも「麟祥院殿御法事旧記書抜」（B-259、写真3）は、春日局の葬儀の記録を後世に筆写したものである可能性が高く、重要である。

第三に、麟祥院の歴代住職の入院、葬儀、年回法要等に関わる記録を多く含むことである。これらの記録類は、麟祥院の歴史のみならず、宗教史等にとって貴重であるといえよう。

第四に、近代の史料として、麟祥院の収支簿が明治13年「把住放行帳」（B-043、写真4）以降昭和戦後まで断続的ながらまとめて残されている点である。これにより、近代における麟祥院の経営を知りうると同時に、寺院における生活の近代化、物価の変遷を具体的に把握することが可能となる。

第五に、明治以後の麟祥院境内地の再編を知り得る史料を多く含む点があげられる。近世

の麟祥院には塔頭として靈樹院、頤神院があったが、明治維新後、これらは麟祥院から独立した寺院となった。そのうち靈樹院は麟祥院境内の西側に所在していたが、明治 26 年(1893)本郷区役所の移転用地に充てられ、買収された。それに伴い靈樹院の移転、墓地の整理、春日局御靈屋の移転といった境内地の再編が実施された。追加分にはこの一件の関係史料が多く含まれており、詳細な経緯を知ることができる。

第六に、第二次世界大戦後の復興過程を示す史料が残されている点である。麟祥院は昭和 20 年 3 月 10 日の空襲により大きな被害を受け、土蔵一棟を除いて諸堂宇は焼失した(C-109-31、写真 5)。昭和 20 年 12 月にバラック建の木造建物を建築し、住職の居住用に充てたが、本堂は戦災を免れた土蔵を代用していた。本堂は、昭和 29 年から翌年にかけて檀信徒の寄進を受けて再建された。戦災により大きく罹災した麟祥院が、戦後大きく社会が変わっていくなかで、どのように復興を果たしていったかを知ることができ、大変貴重である。

第七に、追加分には写真や絵葉書、建築図面や墓地平面図など既指定分には含まれていない多様な種類の史料が含まれていることがあげられる。このうち写真は、被写体や年代等の説明がほとんど記されていない。撮影された内容を知るには今後の詳細な検討が必要だが、往時の景観を知るうえで貴重である。

以上、麟祥院文書は既指定分と追加分と合わせてその全体像を示すといえ、文化財の追加指定が妥当である。また追加分の近世文書は、その多くが虫損・水損等によって大きく破損しており、既指定分に比べても保存状態は概して良くない。文化財指定したうえで適切な保存修理が望まれる。

(8) 追加指定理由

令和 4 年 3 月 1 日付指定の麟祥院文書 1,229 点に、新たに確認された 3,113 点の未指定の麟祥院文書を加え、員数を 4,342 点とし、一体的な保護を図るため。

(9) 参考文献

- ・「廢仏毀釈と麟祥院」(天沢文雅氏談、『明治維新神仏分離史料』上巻、東方書院、1928 年、初出 1912 年)
- ・本郷区役所編『本郷区史』(同、1937 年)
- ・豊島区史編纂委員会編『豊島区史』資料編二(豊島区、1977 年)
- ・豊島区史編纂委員会編『豊島区史』通史編一(豊島区、1981 年)
- ・本郷仏教会寺院誌編纂委員会編『本郷の寺院 街と寺誌』(本郷仏教会、1984 年)
- ・花園大学歴史博物館編『湯島麟祥院 春日局と峨山慈棹(花園大学歴史博物館 2016 年度春季企画展)』(同、2016 年)
- ・福田千鶴『春日局』(ミネルヴァ書房、2017 年)

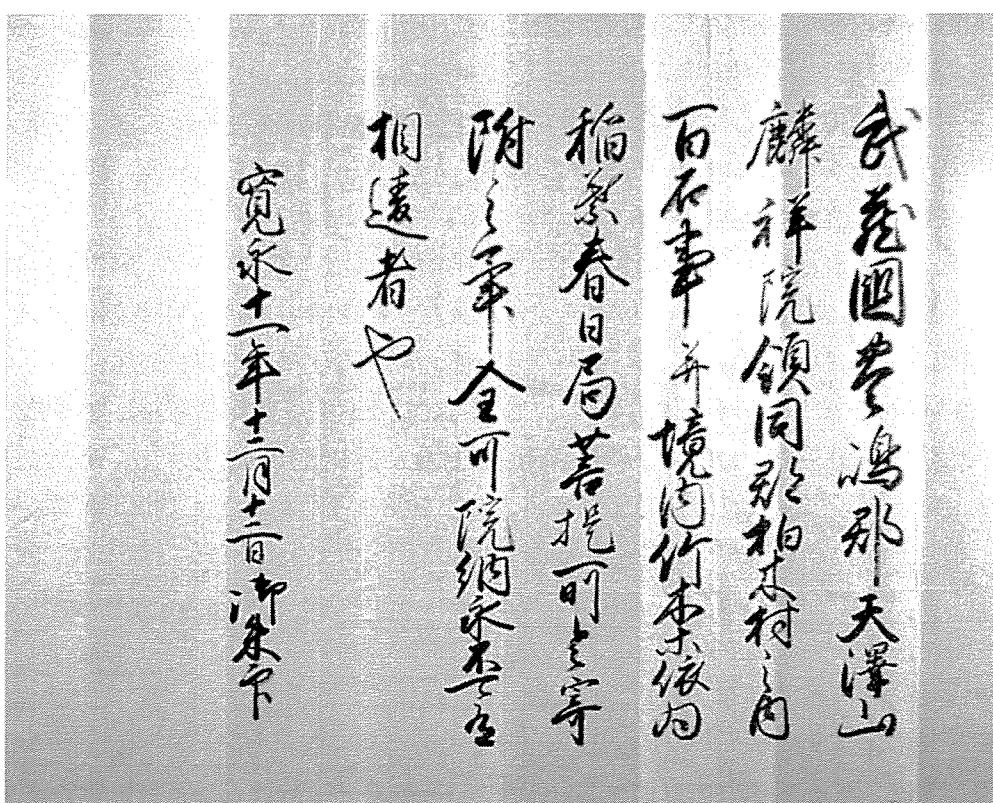


写真1 德川家朱印状写 寛永 11年（1634）12月 12日 整理番号：別置 03-1-1

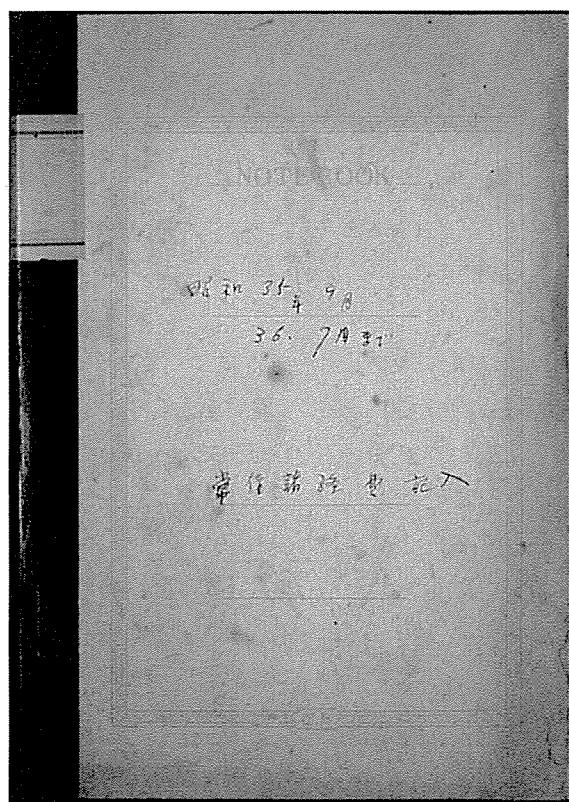


写真2 常住諸経費記入 昭和 35 年（1960）9月～翌年 7月 整理番号：C-090

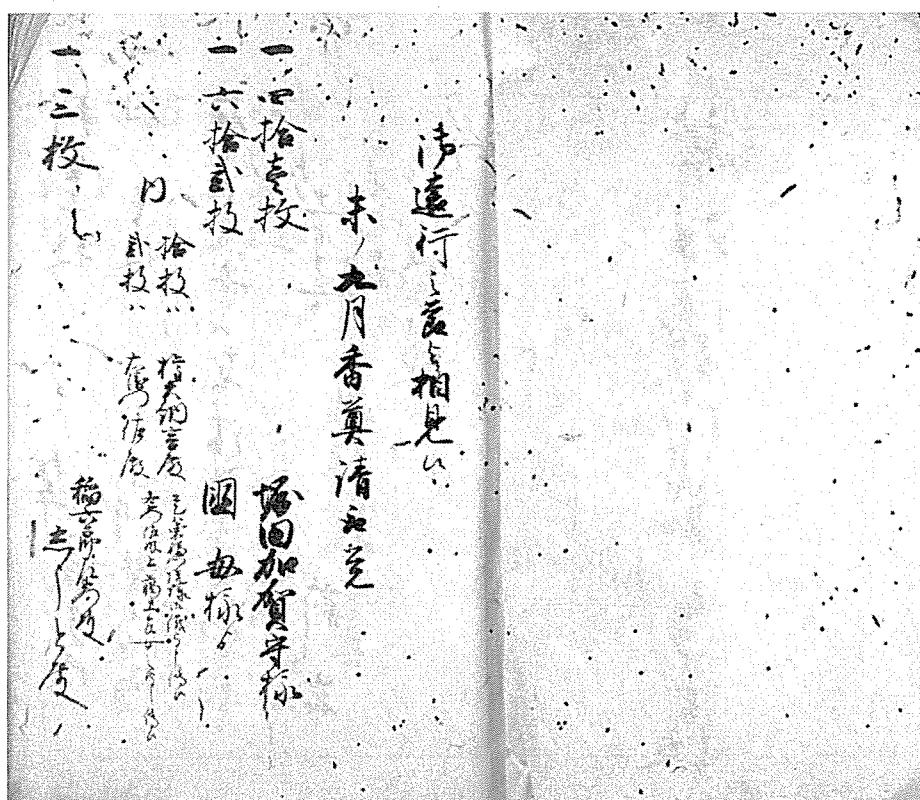


写真3 麟祥院殿御法事旧記書抜 (江戸時代) 整理番号:B-259

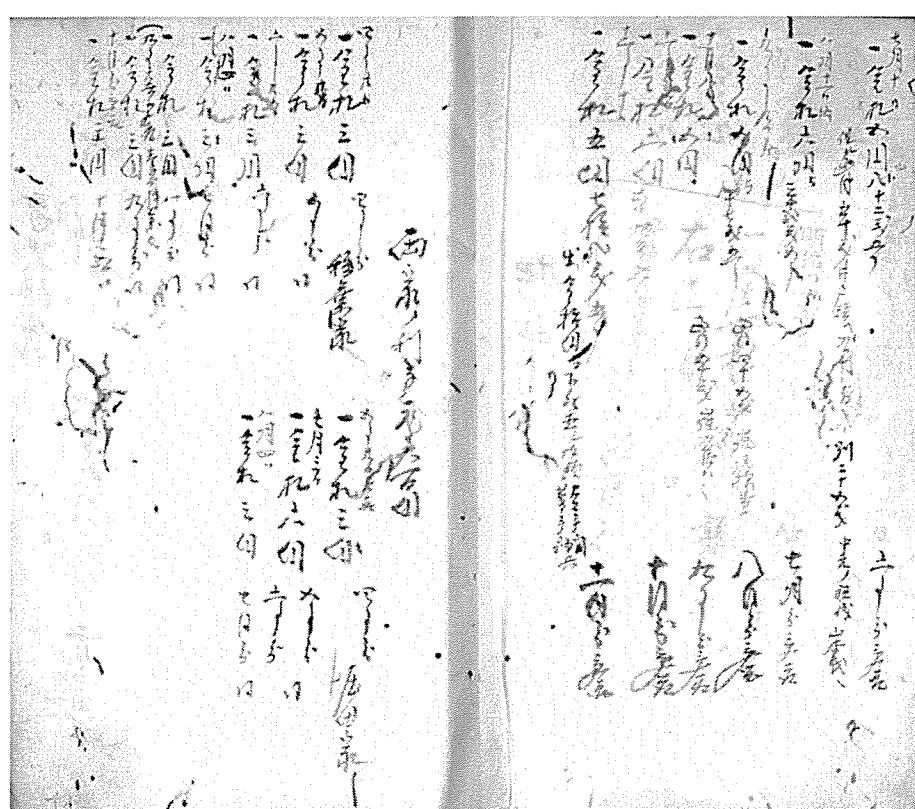


写真4 把住放行牒 明治13年(1880) 整理番号:B-043

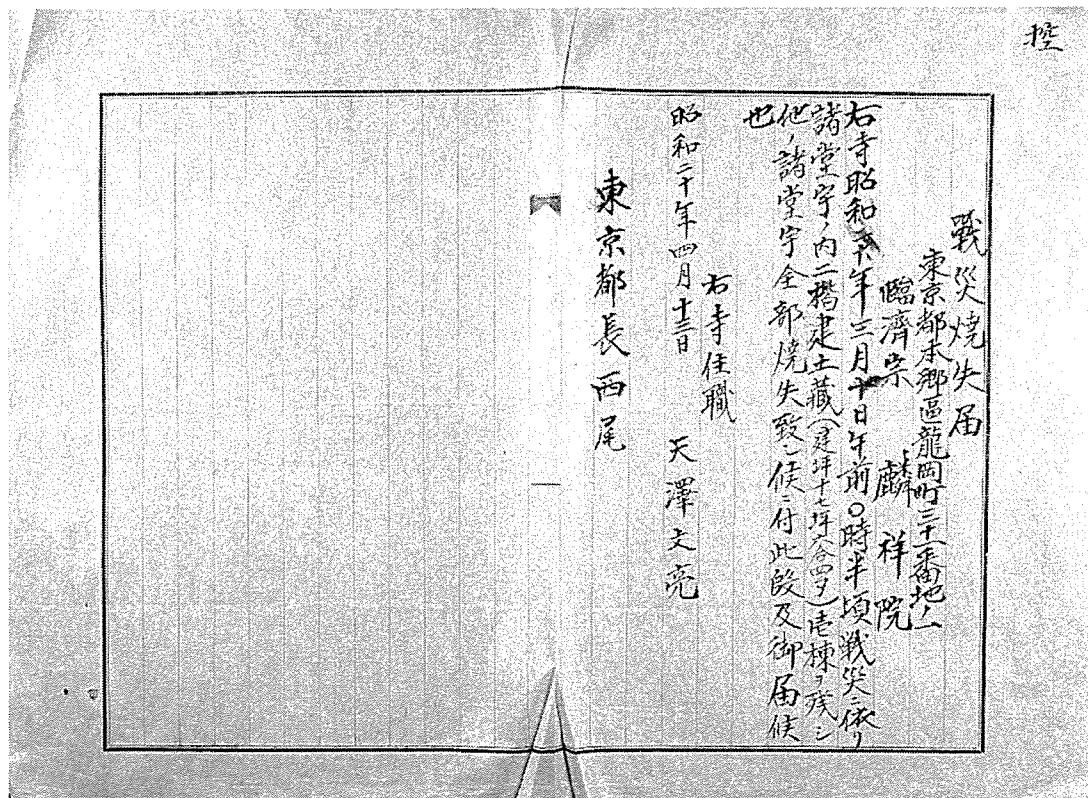


写真5 戦災焼失届

昭和 20 年 (1945) 4 月 整理番号 : C-109-31